

鳥取県告示第73号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年4月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成23年2月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 I Tサポート研究所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂本 拓也
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市国府町新通り三丁目330-202
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、I Tに関するトータルサポート事業を実施しながら、I Tを活用しての子育てに関する様々な問題、中山間地域の様々な問題等に取り組み、解決を目指す事を目的とする。